

✂
広報

みほ

平成26年(2014)

8月号

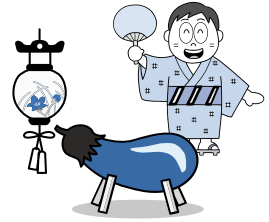
No.629

人と自然が輝くまちMIHO



精魂込めた花壇の前で...
花も笑顔も咲き誇る!
(花いっぱい運動コンクールにて)

むらの 話 題



地域の話をお待ちしています
(広報係 ☎ 885-0340 内線205)

青年海外協力隊の隊員として 中南米ニカラグアへ

6月23日、川島玲子さん(見晴台)が村役場庁舎を訪れ、青年海外協力隊の隊員としてニカラグアに派遣されることを村長に報告されました。

川島さんは在学中の東京学芸大学を2年間休学し、任務にあたります。「両親の知り合いに協力隊の方がいて幼い頃から話を聞き、なりたいと思っていた。今は不安より楽しみの方が勝っています。」と目を輝かせながら語ってくれました。

ニカラグアは中南米に位置する発展途上国の一つで、川島さんは貧困層の子ども等を保護した学校で、主に体育や音楽・図工等の指導にあたり、知識やアイデアが不十分な現地の教育の質の向上を目指すそうです。

はつらつとした表情と受け答えが印象的な川島さん。持ち前の明るさと優しさが、任地の子ども達にもきっと好かれることでしょう。2年後、またお会いしてお話を伺いたいですね。



ニカラグアで村のことを聞かれたときの
ためにと陸平良塚の冊子を進呈しました。

村長杯争奪野球大会開催！

7月6日・13日、光と風の丘公園野球場において「第60回村長杯争奪野球大会」が開催されました。今大会は7チームが参加し、村長杯をかけて熱戦を繰り広げました。



【優勝】スガノホワイトウェイズ



【準優勝】土屋ブルーウイングス

- 【MVP】本橋篤さん
(スガノホワイトウェイズ)
- 【敢闘賞】緑川宏さん
(土屋ブルーウイングス)

第9回ドッジボール大会

6月29日、美浦中学校体育館において、村子ども育成連合会主催の「第9回ドッジボール大会」が行われました。当日は村内各地区の子ども会から353名の児童が参加。地区子ども会ごとにチームを結成し、予選リーグ、決勝戦とも白熱したゲームとなりました。



《低学年の部》(10チーム参加)

【優勝】木原ファイヤードラゴンチーム(木原)



《高学年の部》(15チーム参加)

【優勝】Silver Fourteenチーム(美駒)

スイセンの球根を 植えました！

6月27日、大好きいばらき県民会議推進員の連絡会である「大好き美浦村ネットワーカー協議会（海道民子会長）の皆さんが、花いっぱい事業の一環として、今年も村内の方々から分けていただいたスイセンの球根を国道125号沿いの斜面（受領地内）へ植栽しました。

きつと来年の春にはきれいな花が咲くことでしょう。

■スイセンの球根を分けてくださった方々
【順不同】

- ・井出さん(信太) ・霜寄さん(木原)
- ・松田さん(大山) ・糸賀さん(大山)
- ・安田さん(舟子) ・岡野さん(土浦)
- ・梁田さん(舟子) ・本橋さん(本橋)
- ・海道さん(舟子) ・匿名5名

◎ご協力ありがとうございました。



水防訓練が実施されました

6月28日、阿見町廻戸地区揚水機場付近の霞ヶ浦沿岸にて、美浦村・阿見町・稲敷市合同の水防訓練が実施されました。

台風シーズンが到来し、風水害等への備えの必要性が高まっています。消防団員の皆さん、地域の安全のためによりしくお願いします。



カップリングパーティー開催



プライバシー保護の為、ぼかしています。

7月6日、アンジェブリッサ(つくば市)において「MIHOカップリングパーティー」(村・村商工会青年部主催)が開催されました。

会場には、独身女性26名と美浦村在住の独身男性20名が一堂に集い、和やかにイベントが進む中で6組のカップルが成立しました。

そのうちにうれしい報告が聞けるといいですね。

みほ文芸

正調俚謡 日和吟社 題「青田波」二字以上詠み込み有季無季随意

うねる青田に実りの秋を願う夫婦の曲り腰
味は田舎の亡母さん譲り添えてうれしい夕餉膳
風とたわむる青田の波も秋にや黄金の実を結ぶ
平和憲法みんなで守るどこに行つたか青い鳥
早くお帰りひと雨来ると風がささやく青田波
風の意のまま揺られて揺れて実り夢見る青田波
ひとり抱えた荷物の重さ耐えてつかんだ青い鳥
澄んだ青空早苗が揺れる心和ます青田波
唄う蛙と青田の風に和む二人の夕涼み
公務いとわぬ皇妃を癒す那須に青葉の風が待つ
胸にさざ波立つ日はなぜか父の優しさ思い出す
棚田耕し伝える和食作る苦労にありがとう
初夏の浦風あぜみち抜けて揺らす絨毯青田波
傘に止まって居すわる様子何がいいのか青ガエル
青田しらさぎ舞い降り遊ぶ秋にや黄金の波が打つ
緑一面波打つ田圃やがて稲穂になるを待つ
ザクジャパンの青さが光る猛者の戦場熱い国
田植え終えても稲刈る日まであれやこれやの苦労坂

七月の俳句 (題 当季雑詠)

花びらに雨の重たき杜若
鬼平の味をたづねてどじょう鍋
虹立つや洗車のホース大空へ
幼子の基地は砂山鱒雲
向日葵や溢るる心絵手紙に
よく太る赤子喜ぶ団扇風
逝きし人偲ぶ朝虹立ちにけり
夏座敷きままに風の吹き抜ける
小雨降るお色直しの濃紫陽花
短夜の帰路にさ迷ふ夢に覚め
豪雨晴くずれし薔薇の色優り
青田波先はどうなるT P P

(五十音順)
青野安佐子 石毛恵美子 伊藤八千帆 岡野洋子 木澤はしめ 高柳幸子 田島早苗 中島輝子 松葉よしの 松本秀子 宮崎きみ枝 矢原はつひ

暮らしサポート



消費生活に関する
問合せ・相談は消費
生活センターへ

情報提供のお願い
悪質な業者による電話勧誘や契約トラブルの事例を集めています。

会社員・公務員を狙う悪質な電話勧誘が発生しています。そこで、被害防止や啓発のために被害事例を集めています。過去の出来事や、知人等の話でも構いませんので、是非とも情報をお寄せください。情報提供は村消費生活センターまでお願いします。



村消費生活センター長

例え

投資マンション、金融商品、えせ同和行為（関連の書籍の

購入）等の電話で・・・

- ・断ったにも関わらず、しつこく電話をかけてきた。
- ・長時間に渡って電話を切らせてくれなかった。
- ・深夜や早朝といった、迷惑な時間に電話をかけてきた。
- ・脅迫めいた発言をされた。
- ・職場や自宅に押しかけられ強引に契約を迫られた。
- ・絶対に儲かるから心配ないと言われた。；等

もしもの時の対応例

はつきりと明確に「必要ないので購入しません」と答えましょう。「結構です」「検討します」等と曖昧に返答することは、断る意志が相手に伝わらずにトラブルの原因になります。

断り切れずに購入してしまったら、訪問販売や電話勧誘販売の場合には、申込書または契約書等の書面を受領した日から8日間以内（受領日を含む）であれば、申込の撤回または契約の解除ができます。クーリング・オフは、ハガキに契約を解除する旨を書いて配達記録又は簡易書留で販売業者へ通知します。また、記載したハガキは両面をコピーして大切に保管してください。

難しい事例でもあきらめずに、消費生活センターや法律相談、警察に相談しましょう。

《参照法令》

特定商取引に関する法律（抜粋）第4節 電話勧誘販売

◇電話勧誘販売における氏名等の明示

【第16条】 販売業者または

役務提供事業者は、電話勧誘販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、販売業者または役務提供事業者の氏名または名称およびその勧誘を行う者の氏名ならびに商品若しくは権利または役務の種類ならびにその電話が売買契約または役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げなければならない。

◇契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止

【第17条】 販売業者または

役務提供事業者は、電話勧誘販売に係る売買契約または役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約または当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

通信販売…いつの間にか
定期購入になっていた

新聞広告を見て健康食品を電話で注文した。数日後代引きで届き、代金を支払い受け取った。1カ月後に同じ商品が届いたが、請求書もなかった。無料でお願い、飲んでしまった。さらに1カ月後、6千円の振込用紙とともにまた健康食品が送られてきたため、驚いて業者に連絡をしたところ「期日までに断りの電話がなかったため、定期購入になっていた」と言われた。定期購入を申し込んだ覚えはない。
(当事者…60歳代男性)

【ひとこと助言】

通信販売の広告を見て1回限りの購入だと思って申し込んだら、定期購入になってしまったケースがあります。通信販売を利用する際は、購入や返品の内容、送られてきた商品に同封された書類等についてしっかりと確認しましょう。(国民生活センター見守り新鮮情報より抜粋)

司法書士による
無料法律相談

司法書士会より司法書士相談員が派遣され、消費生活に関する相談が無料で受けられます。ご相談の際には、なるべく事前にお申込みください。
◇日時 9月4日(木)午前9時30分～11時30分
◇費用 無料
◇相談会場・受付 村消費生活センター

消費生活に関する相談は

- ◇村消費生活センター（消費生活相談全般） ☎885-7141
月・水・木・金 午前9時～正午、午後1時～4時
(相談受付は、午前は11時30分、午後は3時30分まで。)
※相談員が不在の場合がありますので、電話でご確認ください。
- ◇消費者ホットライン（全国共通） ☎0570-064-370
- ◇県警悪質商法110番（悪質業者に絡む各種相談）
午前8時30分～午後5時15分 ☎029-301-7379

高齢者・幼児が紙おむつを使用している世帯や
個人でごみ集積所を清掃されている方を対象に

美浦村指定の 「ごみ袋」を支給します

支給対象者



以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ・日常的に紙おむつ等を使用している高齢者・身体障害者がいる世帯の方。
- ・満1歳未満の乳児がいる世帯の方。
- ・ごみ集積所に散乱するごみの回収や清掃、収集されなかったごみの分別や処理等を、個人的なボランティアで行っている方（当番制で集積所利用者が管理・清掃等を行っている場合は対象外）。

支給する枚数



支給対象者の区分		現物支給するごみ袋の種類	サイズ	枚数
1	日常的に紙おむつ等を使用している高齢者、身体障害者がいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	120枚
2	満1歳未満の乳児のいる世帯の方	燃やすごみ用	大袋	60枚
3	個人的なボランティアで ごみ集積所の清掃・管理 を行っている方	燃やすごみ用	小袋	108枚
		燃えないごみ用(金属類)	大袋	36枚
		燃えないごみ用(ビン・ガラス類)	大袋	12枚
		紙製容器包装用	大袋	24枚
		プラスチック製容器包装用	大袋	24枚

※数量は年間当たりの枚数です。4月以降の申請の場合は3月分までの月割給付になります。

申請方法



支給希望の方は、生活環境課窓口に配置されている申請書に必要事項を記入のうえ、生活環境課へ提出してください。ごみ袋の支給は年度ごとに申請が必要ですので、上記の支給対象者の区分が1または3に該当する方が今年度申請されて支給を受けた場合でも、翌年度も継続してごみ袋の支給を受けようとする場合は、翌年度が始まる前の3月中に申請をしてください。

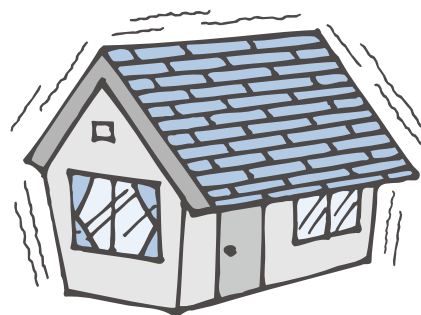
個人的なボランティアでごみ集積所の清掃・管理を行っている方への支給は、集積所1ヶ所につき1名となりますので、複数人で取り組んでいる場合は代表者1名が申請してください。

※申請書は、村公式ホームページからもダウンロードにより取得できます。

◇問合せ 役場生活環境課 ☎885-0340 内線214・215

～昭和56年5月までに着工の木造住宅～

「旧耐震基準」の木造住宅には耐震診断支援制度があります



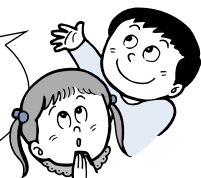
◆ 耐震基準 昭和56年5月までの建物と6月以降の建物では基準の内容が違います

【旧耐震基準】 昭和56年5月以前までに建築工事を着工した建物に適用された耐震基準です。これは、中地震（M5～7）を想定しており、震度5強程度の揺れでも倒壊せず、破損したとしても補修することで生活が可能な耐震基準です。しかし、巨大地震については考慮されていません。

【新耐震基準】 昭和56年6月以降に着工した建物に適用されている耐震基準で、巨大地震（M8以上）を想定しています。震度6強～7程度の揺れでも倒壊しないような耐震基準です。

※建物が老朽化している場合や震源地からの距離が極端に近い場合等では、新耐震基準を満たしている建物でも倒壊する可能性は十分あります。

古い耐震基準と新しい耐震基準は全然違うんだね！



うちも建てたのが昭和56年5月以前だから、耐震診断してもらおうかしら…



◆ 皆様のお住まいと生命を守るため、「耐震診断士」を派遣します

旧耐震基準で建てられた建築物は、耐震性が不足している可能性があります。また、東日本大震災等によって耐震性が低下している可能性があります。まずは、お住まいの耐震性を把握する事が大切です。

▶ **申込方法** 木造住宅耐震診断士による耐震診断をご希望の方は、申請書（役場都市建設課窓口または村ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、役場都市建設課までご提出ください。

▶ **対象住宅** ① 昭和56年5月31日以前に着工されたもの、② 一戸建ての木造住宅または店舗等併用住宅（住宅部分の床面積が全床面積の2分の1以上のもの）で、どちらも延べ床面積30㎡以上のもの

▶ **診断費用** 一戸当たり3,780円※個人負担分

▶ **申込期限** 平成26年9月30日（火）※診断の実施時期は平成26年11月頃に開始する予定です。

▶ **申込・問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223



住宅リフォーム費用の一部を助成します



村では、昨年度に引き続き地域経済の振興を目的として、美浦村にお住まいの方が村内の施工業者により住宅リフォーム工事を行った場合、その費用の一部を補助しています（予算がなくなり次第受付終了）。必ず工事着工前に申請してください。既に工事が済んだ後の申請は対象となりません。

◎ **対象者** 補助を受けようとしている住宅に継続して3年以上住民登録をしている方で、自身が村内に所有する個人住宅、併用住宅等の補助対象リフォーム工事を村内の施工業者により行った方（村で実施している他の補助制度を利用された方は除きます）。

◎ **補助対象リフォーム工事** 村内施行業者による工事費が10万円以上（消費税別）の修繕、増改築、模様替え、その他住宅の機能の維持・向上のために行う補修・改良工事

※ただし、車庫、塀工事や屋根の葺き替え、既存床面積の2分の1を超える増改築工事、機器類および建具のみの設置・交換工事、ソーラーパネルの新築・交換工事、自然災害による被害の復旧工事等は対象になりません。

◎ **補助金の額** 補助対象リフォーム工事にかかった工事費（消費税別）の10%（上限額10万円、上限額までは千円未満切り捨て）

☐ **お問合せ** 役場都市建設課 ☎885-0340 内線222・223

第37回みほ産業文化フェスティバル 各種イベントへの参加者募集！！

今年も美浦村中央公民館を主会場として、「みほ産業文化フェスティバル」を開催します。

つきましては、各種イベントについて参加者を募集しますので、参加を希望される方は事前に参加要件等について実行委員会事務局でご確認いただき、9月5日までに「参加計画書」を実行委員会事務局までご提出ください。

※参加計画書は美浦村産業文化祭実行委員会事務局（美浦村中央公民館1階事務室）に配置されています。

《参加募集する各種イベント》

● 作品展示の部

【開催期間】 11月1日(土) 午前9時から
11月3日(月) 午後4時まで

【展示会場】 美浦村中央公民館内の指定場所

● 野外ステージの部

【開催期日】 11月3日(月)

【発表会場】 美浦村中央公民館駐車場
特設ステージ

● 芸能発表の部

【開催期日】 11月3日(月)

【発表会場】 美浦村中央公民館大ホール

● お祭り広場(模擬店)の部

【開催期日】 11月3日(月)

【出店会場】 美浦村中央公民館駐車場

● 音楽フェスティバルの部

【開催期日】 平成26年11月15日(土)

【発表会場】 美浦村中央公民館大ホール

～みほ産業文化フェスティバルのパンフレットへの協賛広告を募集します～

美浦村産業文化祭実行委員会では、自主財源確保と地域経済活性化を図ることを目的として、みほ産業文化フェスティバルのパンフレット(作成部数7,000部)へ有料で協賛広告の掲載を行います。協賛広告にご協力いただける場合は、掲載要件等を実行委員会事務局でご確認のうえ、9月5日までに「広告申込書」を実行委員会事務局までご提出ください。

※広告申込書は美浦村産業文化祭実行委員会事務局(美浦村中央公民館1階事務室)に配置されています。

【広告料・掲載内容】

1号広告 縦12.5cm×横17.5cmが20万円

2号広告 縦3.0cm×横8.5cmが1万円

業種、社名、代表者名、郵便番号、所在地、電話・FAX番号、e-mail、URL等が掲載可能。

《2号広告掲載のイメージ》

○○○○販売専門店
■ ■ ■ ■ 商店
代表 ◇ ◇ ◇ ◇
TEL 029-885-□□□□

◇問合せ先 生涯学習課(中央公民館内) ☎885-4451

美浦村商工会青年部だより

今年も小学生の体験学習「キッズ☆カンパニー」を支援しています。

□お問い合わせ先

美浦村商工会青年部
☎885-2250



◇8月の活動予定

8月2日 美浦焼きおすびin新潟
よこごし商工大祭

8月6日 美浦焼きおすびinトレ
セン夏祭り

8月23日 美浦焼きおすびinいな
しき夏まつり花火大会



平成26年度の 国民健康保険税の 税率が決定しました

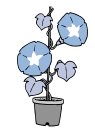
国民健康保険(国保)は、皆さんが納める国民健康保険税(国保税)と国からの補助金等で運営されています。

皆さんが医療機関で受診したときの医療費のうち、個人負担以外の残額は国保から支払われています。国保の安定的な運営のため、国保税の納期限内の納付をお願いします。

平成26年度の国保税の税率は前年度からの据え置きとなりますが、後期高齢者支援分の賦課限度額を14万円から16万円に、介護分の賦課限度額を12万円から14万円にそれぞれ引き上げました。なお、医療分の賦課限度額は51万円のまま据え置かれます。

また、低所得世帯の負担をより軽減するため、国民健康保険税の5割軽減と2割軽減の制度を拡充しました。

※「賦課限度額」とは、課税できる額の最高限度額をいいます。



低所得世帯の軽減措置

同一世帯に属する世帯主と特定同一世帯所属者や国保加入者の前年中の所得の合計額が次の基準額を超えない場合、均等割額(二人あたりの額)と平等割額(二世帯あたりの額)が軽減されます(国保に加入していない世帯主の所得も軽減を判定する所得に含まれます)。ただし、基準額以下でも世帯の中に前年中の所得の申告が済んでいない方がいると、国保税の軽減が受けられませので、ご注意ください。

- ▼基準額・・・
- ◇7割軽減 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円」以下
- ◇5割軽減 対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×24万5千円」以下

対象者全員の前年中の所得の合計が「33万円+(被保険者数+特定同一世帯所属者数)×45万円」以下

※「特定同一世帯所属者」とは、後期高齢者医療制度に加入したことにより国保を脱退した方で、それ以後世帯主が変わることなく継続して同じ世帯にいる方のことです(世帯主の場合は引き続き世帯主である方)。

国保税の納め方



国保税の納め方には、年金からの天引きによる特別徴収と、納付書や口座振替等により本人が直接納める普通徴収があります。

- ▼特別徴収・・・
- 次の要件を全て満たす場合は、特別徴収となります。該当する方には、「国民健康保険特別徴収税額の通知書」を7月中旬にお送りしています。
- ・世帯主が国保加入者であり、世帯の国保加入者全員が65歳以上75歳未満
- ・世帯主が年額18万円以上の年金を受給している
- ・世帯主が介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国保税の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

なお、特別徴収に該当する場合でも、申し出により口座振替での納付に変更することができます。詳しくは役場国保年金課にお問い合わせください。

▼普通徴収・・・

特別徴収の対象とならない場合、普通徴収となります。該当する方には、8月中旬に納税通知書・納付書を郵送します。

！ 昨年中の所得の申告が済んでいない方へ

国保税は前年の所得を基礎に計算しているため、所得の申告がされていないと正しい算定ができません。また、低所得世帯であっても世帯内に未申告の方がいると国保税の軽減措置も適用されず、高額療養費の自己負担限度額も高くなってしまう。国保加入者および世帯主、特定同一世帯所属者の方は、前年中の収入の有無にかかわらず、所得の申告をしてください。

— 平成26年度の税率等 —

医療分	税率等	所得割率	5.1%
		資産割率	35.0%
		均等割額	16,100円
		平等割額	19,600円
	賦課限度額	510,000円	
後期高齢者支援分	税率等	所得割率	2.3%
		資産割率	15.0%
		均等割額	6,900円
		平等割額	8,400円
	賦課限度額	160,000円	
介護分	税率等	所得割率	0.8%
		資産割率	なし
		均等割額	10,000円
		平等割額	なし
	賦課限度額	140,000円	

介護保険

お問合せ
福祉介護課介護保険係

介護保険料の年金からの 天引き（特別徴収）について

介護保険料の納付方法には、納付書や口座振替により個人から村に直接納付いただく「普通徴収」と、年金保険者（日本年金機構等）が年金から天引きして個人に代わって村に納付する「特別徴収」があります。



●「特別徴収」の対象となる方・一時的に「普通徴収」となるケース

特別徴収は、受給している年金が年額18万円以上の方が対象となります。ただし、次のいずれかの場合には、介護保険料の一部または全部が一時的に普通徴収となります。

- ◇当初の課税額から増額した分が普通徴収となる場合 年度途中で介護保険料の増額分。
- ◇特別徴収が開始されるまでは普通徴収となる場合 年度途中で65歳になった、年度途中から老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった、年度途中で他の市区町村から転入してきた。
※特別徴収の対象者として把握される月（偶数月）の概ね6カ月後から天引きになります。
- ◇普通徴収となる場合 介護保険料が減額になった、年金が一時差し止めになった。
※翌年4月に特別徴収対象者として把握されると、その年の10月から特別徴収が再開されます。



●介護保険料「Q&A」

Q. 特別徴収から普通徴収に変更することはできませんか？

A. 65歳以上の方の介護保険料の支払い方法については、介護保険法第135条により特別徴収が原則とされています。自分で納付方法を選択することはできません。

Q. 介護保険料は65歳になるとすぐに年金から天引きされるのですか？

A. 65歳になった直後や、他の市区町村から転入した直後は、年金からの天引きを行うことができません。これらの場合は、村と年金保険者との事務手続きが完了するまでの概ね6カ月間は納付書や口座振替により納付していただくこととなります。ご面倒をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

Q. 美浦村に転入して介護保険料の納付書が送られてきました。介護保険料は年金からの天引きで納めているのに、二重払いではないですか？

A. 現行の制度上、自治体間において、転入後すぐには年金からの天引きを引き継ぐことができないため、一時的に前住所地の自治体の特別徴収と、美浦村からの普通徴収が重複する場合があります。特別徴収（年金からの天引き）による過納があるときは、前住所地の自治体から通知されます。

ご存知ですか？ 児童扶養手当・特別児童扶養手当

生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長のために支給される手当です。

【児童扶養手当】 死亡または離婚等により父または母と生計をともにしない児童を監護する方（受給資格者）、父または母のどちらか一方が一定以上の障害の状態にある児童を監護する方、もしくは父母に代わって児童を養育している方に支給される手当です。

【特別児童扶養手当】 身体または精神に障害のある児童の生活に役立てるために、その児童を監護している方に支給される手当です。

※それぞれ所得制限などの支給要件があります。詳しくはお問い合わせください。



～ 「現況届」「所得状況届」をお忘れなく!! ～

毎年指定された期日までに、児童扶養手当を受給している方は「現況届」を、特別児童扶養手当を受給している方は「所得状況届」を提出しなければ、8月分以降の手当が受けられなくなってしまいます。これらの届は、前年の所得および支給要件を確認し、継続支給の有無を判断する目的で提出していただくものです。現在手当を受給している方（支給停止者を含む）には、届出用紙をお送りしますので、関係書類を添えて役場福祉介護課に提出してください。

◇お問合せ 役場福祉介護課 ☎885-0340 内線111・112



**子宮頸がん・乳がん
検診、骨粗鬆症検診
実施のお知らせ**

がんといえば中高年の方がかかる病気というイメージがあるかもしれませんが、子宮頸がんでは30歳代が、乳がんは40〜50歳代が特にかかりやすい年代で、働き盛り世代での発見が増えていきます。

現在の医学では、早期に見つけて治療すれば完治も可能です。そのためには、自覚症状はないから大丈夫と思わず、定期的に検診を受けることが大切です。

骨粗鬆症検診も併せて実施します。骨量は、加齢や偏った食生活、喫煙、運動不足等で低下します。高齢期に備えて現在の骨量をチェックしておきましょう。

子宮頸がん・乳がん検診

◇**集団検診**

▼**申込方法** 事前予約制です。申込期間内に電話または保健センター窓口で直接お申込みください。

▼**申込期間・受付時間** 9月2日(火)〜8日(月)午前9時〜午後5時
*土・日曜日を除きます。

▼**検診場所** 保健センター

▼**検診日** 10月2日(木)・3日(金)・10日(金)・19日(日)・20日(月)・23日(木)・11月14日(金)・15日(土)

▼**受付時間**

・午前の部 午前9時30分〜10時(乳がんのみ受付)
・午後の部 午後0時15分〜1時15分(両検診とも受付)

◇**個別検診**

▼**申込方法** 受診前に、保健センター窓口へ自己負担額を添えて受診券の申請をしてください。その際、指定医療機関の一覧をお渡しします。

*受診券の有効期間は発券後3カ月です。

▼**検診場所** 指定医療機関

▼**申込期間・受診期間** 平成27年3月31日(火)まで

がん検診無料クーポン券の利用について

5月下旬に特定の年齢の方を対象に送付した「がん検診無料クーポン券」は、今回の子宮頸がん・乳がん検診でご利用いただけます。この機会に、ぜひご利用ください。

骨粗鬆症検診

▼**申込方法** 事前申込は必要ありません。検診日の受付時間内に保健センターまでお越しください。

▼**検診場所** 保健センター

▼**検診日** 10月19日(日)・20日(月)・11月14日(金)・12月3日(水)

▼**受付時間** 子宮頸がん・乳がん検診と同じ時間です。

*12月3日(水)は午前9時30分〜10時30分となります。

※子宮頸がん・乳がん・骨粗鬆症検診の詳細については、8月中旬頃に村内在住で20歳以上の女性の方全員に、個別に通知いたしますので、そちらでご確認ください。

◇**問合せ** 健康増進課(保健センター) ☎885-1188

89

休日当番医			
診療時間：午前9時〜午後4時 都合により当番医を変更することがあります。 ※お問合せ先：なるしま内科医院 ☎869-4820			
8月	17日(日)	つじ耳鼻咽喉科クリニック いわき内科クリニック	阿見 稲敷 ☎801-3387 ☎875-5100
	24日(日)	美浦中央病院 ゆはらクリニック	美浦 稲敷 ☎885-3551 ☎894-2002
	31日(日)	はたかわ医院 江戸崎病院	美浦 稲敷 ☎885-2358 ☎894-2611
9月	7日(日)	かない皮フ科 坂本耳鼻咽喉科医院	阿見 稲敷 ☎888-8188 ☎892-2627

◇ 子宮頸がん・乳がん検診、骨粗鬆症検診の詳細 ◇								
検診内容	受診方法	料金	対象者(※)					
			20〜29歳	30〜39歳	40〜49歳	50〜56歳	57歳〜	
子宮頸がん	頸部細胞診	集団	600円	○	○	○	○	○
	頸部細胞診	個別	800円	○	○	○	○	○
乳がん	エコー(超音波)	集団	400円		○	○	○	
	マンモグラフィ(X線・1方向)	集団	400円				○	○
	マンモグラフィ(X線・2方向)	集団	700円			○		
	視触診	個別	400円		○	○	○	○
	エコー(超音波)	個別	400円		○	○	○	
	マンモグラフィ(X線・1方向)	個別	400円				○	○
骨粗鬆症	マンモグラフィ(X線・2方向)	個別	700円			○		
	超音波による骨密度検査	集団	300円	○	○	○	○	○

※平成27年3月31日現在で到達する年齢で判断してください。

美浦村 子育て情報

子育て ワンポイント

毎月、親子でできる簡単な遊びや子育てのコツを紹介していきます。



～熱中症にならないために～



睡眠不足のときや食事をしっかり摂っていないときは熱中症を発症しやすくなります。レジャー等、外にお出かけする前は体調を整えておきましょう。

炎天下で直射日光に当たっていると、頭の上の温度が50度まで上がることも。帽子を被るか、嫌がるなら大人が日傘等で日陰を作ってあげましょう。



幼児の場合、遊びに夢中になるあまり喉が渇いたと自分で言えなくなってしまう子も多いので、定期的に水分を与えましょう。

たくさん汗をかいた日は、食事にスープ類を1品付ける等、塩分を含んだおかずを取り入れてみましょう。



体調管理に気を付けて過ごしましょう！

9月の 子育て広場

予約必要なし
開催時間内
出入り自由

ぴよ：ぴよぴよサロン&プレママサロン
(通常：午前10時～正午、PM:午後1～3時)
◇対象 2カ月～1歳未満、妊婦さん
◇場所 木原地区多目的集会施設和室

ぴよぴよサロン&プレママサロンでは、毎月一度、保健師、助産師、栄養士さんによる個別の「育児相談(☎)」を行っています。(通常の自由遊びもあり)

よち：よちよちルーム (午前10時～正午)
◇対象 1歳児 (H24.4.2～H25.4.1生)

日	月	火	水	木	金	土
	1 よち ほっ	2 エン ほっ	3 ぴよ ほっ	4 ほっ	5 ほっ	6
7	8 よち ほっ	9 エン ほっ	10 (☎) ぴよ ほっ	11 ほっ	12 ほっ	13
14	15	16 エン ほっ	17 ほっ	18 ほっ	19 ほっ	20
21	22 ぴよ よち ほっ	23	24 (PM) ぴよ ほっ	25 ほっ	26 ほっ	27
28	29 ぴよ よち ほっ	30 エン ほっ				

◇場所 木原地区多目的集会施設和室

エン：エンジョイ子育て (午前10時～正午)

◇対象 0歳～就園前 ◇場所 木原地区多目的集会施設和室、または村内の公園・公共施設

ほっ：子育てほっとルーム (午前9時～午後4時)

◇対象 0歳～就園前 ◇場所 子育て支援センター

※各子育て広場の詳細と、開催場所(都合により変更する場合があります)については、役場・中央公民館・保健センターに設置している「子育てカレンダー(毎月発行)」でご確認ください。

※どの子育て広場も「子育て支援センターのスタッフ」が担当しています。

発達相談 (子育てや発達に関する相談)

◇対象 0歳児～学童 ◇場所 予約時にお知らせします。

◇予約方法 子育て支援センターに電話で予約してください。 ※発達相談員が担当しています。

要予約

☎問合せ 子育て支援センター(木原地区多目的集会施設内) ☎885-6511 *午前9時から午後4時30分まで

お知らせ

AED講習会のご案内

- ◇対象者 村内在住・在勤・在学の方で中学生以上の方
- ◇講習会名 普通救命講習1
- ◇会場 江戸崎消防署美浦出張所
- ◇開催日 8月16日、9月20日、10月18日、11月15日、12月20日*すべて土曜日。
- ◇講習内容 AEDの使用法、心肺蘇生法、止血法等
- *各開催日とも講習内容は同じです。
- ◇申込期限・方法 受講を希望する開催日の1週間前までに、住所・氏名・生年月日・希望日・連絡先(電話番号等)

美浦村役場 885-0340
中央公民館 885-4451
中央公民館図書室 885-8442
文化財センター 886-0291
光と風の丘公園クラブハウス 885-6711
保健センター 885-1889
美浦水処理センター 885-0720
(上下水道課) 885-8899
大谷時計台児童館 885-0597
木原城山児童館 885-1064
大谷保育所 885-1549
木原保育所 885-4488
社会福祉協議会 885-0038
老人福祉センター 885-7080
デイサービスセンター 885-8885
シルバー人材センター 886-0007
美浦村ホームページアドレス
<http://www.vill.miho.lg.jp/>
Eメール info@vill.miho.lg.jp

番号等)を役場総務課までお知らせください。

◇定員 先着10名

*希望者が3名未満の場合は原則として他の開催日に振替えさせていただきます。

◇問合せ・申込先 役場総務課 AED講習会担当

国民年金保険料の後納制度について

国民年金保険料は、納期限より2年を経過すると時効により納付することができなくなります。しかし、過去10年間の納め忘れた保険料については、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、厚生労働大臣の

承認を受けたうえで、時効のため納付できなかった期間の保険料を納付することが可能になりました(後納制度)。

この後納制度を利用することで、年金受給額を増やすこととはもちろん、納付した期間が不足したために年金を受給できなかった方が年金受給資格を得られるようになる場合があります。

後納制度は事前申込が必要ですが、審査の結果によっては制度をご利用いただけない場合もあります。詳しくは、国民年金保険料専用ダイヤル(☎0570-0111050)もしくは土浦年金事務所(☎029-824-7121)までお問い合わせください。

難病患者支援費支給のご案内

村では、難病患者の方に對し「難病患者支援費」を支給しています。

◇受給資格者 村内に居住し、県から発行された一般特定疾患医療受給者証を保持し、現に治療を受けている方またはその保護者

◇申請方法 一般特定疾患医療受給者証、印鑑、振込先の分かるものを持参のうえ、年2回(8月と2月)、役場福祉介護課で申請をしてください。

*申請書は、役場福祉介護課に配置してあります。

◇支援費の額 月額3000円(申請者個々の金融機関の口座に振り込み)

◇問合せ 役場福祉介護課

文化財保護のための巡視活動を実施

県および村では、私たち住民の貴重な歴史的・文化的財産である文化財を破損・盗難等の不測の事故から守るため、定期的な巡視活動を行って

ます。県内全域で行われているこの巡視活動は、県より委嘱された文化財保護指導委員(県教育職)があたり、夏季・冬季の年2回行っていますが、近年では巡視員が不審者として間違われるケースが発生しています。巡視員はつねに県発行の腕章・身分証を携帯していますので、不審の際にはお尋ねください。また、不明な点はお問い合わせください。

農地パトロールの実施について

村では、農業委員会が中心となつて10月から遊休農地の把握と発生の防止、違反転用の実態調査(農地パトロール)を実施します。農地パトロールに伴う土地への立ち入り等につきまして、ご理解・ご協力をお願いします。

また、夏場は草の成長が特に早いため、耕作を行っていない土地(遊休農地等)も草刈や害虫駆除を行い、耕作可能な状態での保全管理を行ってください。

◇問合せ 役場経済課内農業委員会事務局

児童扶養手当受給者の方の就労支援

県では、児童扶養手当を受給している皆さんの自立に向けて、円滑な就労に結び付くようそれぞれの生活状況や就労・自立への課題等について、母子自立支援プログラム策定員が相談を受け、必要な支援を行っております。

◇対象者 児童扶養手当を受給している方（生活保護を受けている方は除く）

◇主な取組内容 面接相談、自立目標・支援内容等の設定、ハローワークとの連携による就労支援

◇申込・問合せ 役場福祉介護課（内線111）、茨城県県南県民センター ☎029182217217

専門家の無料相談会

弁護士、司法書士、行政書士、税理士、公認会計士、社会保険労務士、土地家屋調査士、不動産鑑定士が無料相談に応じます。

法律や行政、税務、会計、

労働・社会保険、不動産についてご相談のある方はお気軽にご来場ください。

◇日時 9月7日(日)午前9時30分～午後3時

◇受付 当日受付順・事前予約不可。午後2時30分まで

◇会場 茨城県産業会館大会議室（水戸市桜川2-2-35） ☎029122717121

◇問合せ 茨城県社会保険労務士会事務局（水戸市本町3-20-8本町壺番館ビル2階） ☎029122613296、FAX 029122619440

はかりの定期検査

取引または証明に使用するはかりは、2年に1回定期検査を受けなければなりません。

美浦村においても定期検査を実施しますので、必ず受検してください。なお、所在場所での検査を希望される場合は、別途料金になります。計量士による巡回検査制度があります。詳細についてはお問い合わせください。

◇日時 9月18日(木)午前10時30分～正午、午後1時～

3時

◇場所 役場庁舎西側駐車場・車庫

◇当日持参するもの 印鑑、手数料（1台あたり520円）3000円程度、受検通知ハガキ、はかり（分銅・おもりも必ず持参）

◇問合せ 役場経済課、茨城県計量検定所 ☎02912212763

障害者就職面接会

障害者就職面接会（土浦会場）を開催します。参加を希望する事業主・障害者の方は、ハローワーク龍ヶ崎までご連絡ください。

◇日時 9月30日(火)午後1時～3時30分（受付開始は午後0時30分から）

◇場所 ホテルグランド東雲 つくば市小野崎488-1

◇主催 茨城労働局、ハローワーク土浦・常総・石岡・龍ヶ崎、茨城県

◇申込・問合せ ハローワーク龍ヶ崎（事業主担当・高嶋、障害者担当・飯塚） ☎029716012727、FAX 029716513060

村内小・中学校、美浦村役場の放射線量率

◇使用機器

学校：クリアパルス A2700
役場：日立アロカメディカル TCS-172B

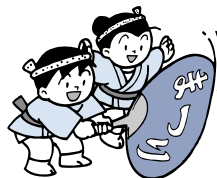
◇測定放射線 γ線

(単位：μSv/h)

木原小学校 測定日 7月22日	校庭(地上高50cm)	0.085
	校舎内	0.068
安中小学校 測定日 7月22日	校庭(地上高50cm)	0.115
	校舎内	0.071
大谷小学校 測定日 7月22日	校庭(地上高50cm)	0.103
	校舎内	0.071
美浦中学校 測定日 7月22日	校庭(地上高1m)	0.123
	校舎内	0.095
美浦村役場 測定日 7月22日	駐車場(地上高1m)	0.09
	庁舎内	0.08

『児童館夏祭り』を開催!

今年も恒例の「児童館夏祭り」を行います。フライドポテトやかき氷! 輪投げや射的! くじや抽選会! 他にも楽しいお店がいっぱい! 友達を誘って皆で来てね。



◎木原城山児童館

8月23日(土) 午後1時から

◎大谷時計台児童館

8月24日(日) 午後1時から

各児童館で「当日券」よりもお得な「夏祭り前売りチケット」(600円)を、8月18日(月)まで販売しています。ぜひお求めください。

《お問い合わせ》

木原城山児童館 ☎885-1064
大谷時計台児童館 ☎885-0597

在職者訓練の 受講生募集

茨城県立土浦産業技術専門学院では、職業能力の開発向上を図るため次の講座を開設します。

◎アーク溶接特別教育

◇内容 労働安全衛生法に基づき特別教育

◇日時 10月8日(水)・9日(木)・10日(金)の全3回

午前9時～午後5時

◇申込期間 8月7日(木)～

9月5日(金)*期間内必着

◇定員 20名

◎第二種電気工事士受験対策
(技能) B

◇内容 第二種電気工事士の技能試験対策

◇日時 10月18日(土)・19日(日)・25日(土)の全3回

午前9時～午後4時

◇申込期間 8月18日(月)～

9月16日(火)*期間内必着

◇定員 20名

《共通事項》

◇申込方法 往復はがきに講座名、氏名、住所、電話番号、年齢、職業(会社名)を記入して、当学院あて郵送(1人1葉または、ホーム

ページからお申込みください。定員を超えた場合は抽選による選考となります。抽選結果を返信はがきまたはメールで申込者に通知します。当選者は受講決定通知を受け取った後、当学院窓口で受講料を添えて申請してください。

◇受講料 2980円

◇問合せ・申込 茨城県立土浦産業技術専門学院(土浦市中村西根番外50) ☎02

9184113551、FAX029184114

465(ホームページhttp://www.t-gakuin.ac.jp) 担当:鈴木

放送大学10月生募集

放送大学では平成26年度第2学期(10月入学)の学生を募集集中です。放送大学はテレビ等の放送やインターネットを通して学ぶ通信制の大学です。心理学・福祉・経済・歴史・文学・自然科学等、幅広い分野を学べます。

◇出願期間 8月31日まで

◇資料請求・問合せ 放送大学茨城学習センター ☎02

9122810683

第7回梅朝基礎落語

好文亭梅朝さんによる落語講座です。江戸時代に始まった落語は現代にも通じる素晴らしい話芸です。落語にまつわるお話を通して落語に親しみましょう。今回は「詐欺」をテーマに、落語「時そば」と「壺算」を解説付きで披露します。聴講を希望される方は当日開始時間までに文化財センターにお越しください。
*事前予約は不要です。

◇日時 9月7日(日)午後1時30分～3時30分

◇会場・問合せ 文化財センター ☎88610291

みどり香るまちづくり 企画コンテスト

環境省では、かおりの樹木や草木を用いた街区・地区等の「みどり香るまちづくり」を演出する企画を募集します。

◇応募主体 企業、住民団体、学校、地方公共団体、個人等

◇募集期限 10月10日(金)まで(当日消印有効)

◇表彰 入賞者には表彰状と、企画に応じた樹木・草花の

苗木・苗が提供されます。

◇募集要項・参考情報 ホームページよりご確認いただくかメールもしくはお電話でお問い合わせください。

(ホームページ)http://www.env.go.jp/air/takushu/mido_n_machi/index.html

◇問合せ 環境省水・大気環境局大気環境課大気生活環境室 ☎031552118269 e-mail: KAORI-CONTEST@env.go.jp

国民健康保険の被保険者の皆様へ

村の総合健診に間に合わなかった方は 医療機関で健診を受けられます!

【健診内容】.....

- ・健診名…特定健康診査(特定健診)・自己負担額…無料
- ・対象年齢…40～74歳(平成27年3月31日までに40歳に到達する方～75歳の誕生日前までの方)
- ・検査内容(例)…基本項目:問診・身体計測・血圧測定・脂質検査・糖尿病検査・腎機能検査・肝機能検査、詳細項目:貧血検査・眼底検査・心電図検査

◇受診できる医療機関…県内の一部医療機関
※医療機関の詳細については役場国保年金課までお問い合わせください。

◇受診方法…医療機関へ予約を入れ、国民健康保険特定健康診査受診券と保険証を持って受診してください。
※ただし、今年度すでに村の総合健診または人間(脳)ドックを受診した方(受診予定の方)は受診することができません。

◇受診可能な期間…平成27年3月31日(火)まで
※村の総合健診は、未受診者向けに12月19日・20日にも実施します。

◇問合せ 役場国保年金課 ☎885-0340 内線116、117

8月は経済産業省主催の
電気使用安全月間です!



関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp/

平日住民課窓口に来られない方へ

村では、住民課窓口業務の「時間延長サービス」および「電話予約による証明書等の休日交付」を実施しています。業務内容が通常とは異なりま

◎住民課窓口時間延長サービス

毎月第2・第4水曜日に実施しています。(祝日・年末年始を除く)

◇8月・9月の実施日時

8月13日・27日、9月10日・24日午後5時15分～7時

◇取扱業務 各種証明書(住民票・戸籍の証明書・印鑑

登録証明書)の発行、印鑑登録、パスポートの交付、戸籍届書の預かり(審査・受理決定は後日)

*転入・転出・転居等の住民登録業務は取扱いできません。ご了承ください。

◎住民票の写し・印鑑登録証明書の日交付(電話予約)

住民票の写しと印鑑登録証明書は、事前に平日の午前8時30分から午後5時までに電話予約したものを、土日・祝日の役場閉庁時に受け取ることができます。

*ご予約の際は必ず、証明書を受け取りにいらつしやる方が直接お電話ください。

◇問合せ 役場住民課

村の交通事故発生状況 (6月1日～30日)

	年累計
発生件数	4 (20)
負傷者数	4 (21)
死者数	0 (1)

6月30日現在死者ゼロ継続120日

行政書士無料相談会

事前予約は不要です。

◇日時 8月16日(土)午後1時～4時

◇会場 江戸崎公民館(稲敷市)

◇内容 相続・遺言、営業許可・法人設立、農地法、国可・公有地の払下げ、国籍・

帰化等
◇問合せ 茨城県行政書士会
県南支部 ☎0297-16411850

NHK学園生徒募集!

NHK学園では、通信制の高等学校普通科の生徒および生涯学習通信講座の受講者を募集しています。まずは無料の案内書をご請求ください。

◇募集内容 平成26年度高等学校普通科(3年制)生徒、生涯学習通信講座受講者

◇出願期間 高等学校普通科転入学・11月20日まで、高等学校普通科後期新入学・後期編入学・9月30日まで、

善意

生涯学習通信講座…通年受付
◇問合せ NHK学園 ☎042157213151(代表)
*請求案内フリーダイヤル
012010618881

〔社会福祉協議会へ〕

○栗山工業株式会社様、フィールドバック株式会社様、濱治秀隆様(土屋) 古切手

○匿名希望3件 古切手

○匿名希望2件 福祉用具
〔善意銀行へ〕

○美浦村民ゴルフ大会ワンオン募金 1万771円

〔やまゆり基金へ〕
○匿名希望1件 10万円
ありがとうございました。

弁護士による法律相談

日時 9月24日(水)
午後1:30～4:00

*9月1日(月)午前8:30より申込受付

心配ごと相談

日時 9月1日(月)・16日(火)
午後1:00～3:00

*事前に申込みをされていない方は、お待ちいただく場合があります。

会場・申込先
老人福祉センター ☎885-7080
主催 美浦村社会福祉協議会

教育相談

日時 毎週水・木曜日
(電話受付 火～金)
午前9:00～12:00
午後1:00～3:30

*相談日以外は留守番電話又はFAXで

電話相談 ☎☎885-7788

来所相談 光と風の丘公園クラブハウス

事前連絡のうえお出かけください

行政相談

日時 8月28日(木)
午前10:00～12:00

場所 役場2階小会議室

国の仕事のことなどで困ったときは
ご相談ください(予約不要)

障がい者相談

日時 8月18日(月)
午後1:00～3:00

場所 老人福祉センター

身体・知的障がい者やご家族の悩み事等
何でもご相談に応じます(予約不要)

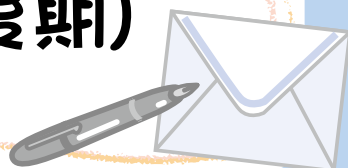
問合せ先 役場福祉介護課

8月の納税

*納期限は9月1日(月)です。

村 県 民 税 (2期)
国民健康保険税 (3期)
介護保険料 (2期)
後期高齢者医療保険料 (2期)

文化講座案内 (後期)



中央公民館では、10月から始まる「みほ文化講座」の受講生を募集します。
今回は、短期講座を4講座用意しておりますので、みなさんぜひご参加ください。

講座名	場所	開講時間	募集人数	受講料
短期 ビューティーUP! ピラティス&ヨガ	中央公民館和室	午前9時30分～10時30分	15名	1,000円
講座開催日：10月22日(水)・29日(水)				
短期 韓国語	中央公民館学習室	午後1時～3時	15名	1,000円 ※資料代別
講座開催日：10月16日(木)、11月6日(木)・20日(木)、12月4日(木)・18日(木)				
短期 Windows 8.1 NEW	中央公民館研修室	午前10時～正午	15名	1,000円 ※資料代別
講座開催日：10月19日(日)、11月16日(日)、12月7日(日)・21日(日)、平成27年1月18日(日)				
短期 防災講座～いざという ときのために学ぼう～ NEW	中央公民館学習室	午前10時～11時30分	30名	1,000円
講座開催日：10月19日(日)・26日(日)、11月16日(日)・30日(日)				

- ▶**受講対象** 初級の方。 ※同一講座の受講は2回(2年目)まで
 - ▶**申込期間** 8月8日(金)～8月21日(木) 午前9時～午後5時(月曜日は休館)
 - ▶**申込方法** 申込書(中央公民館にあります)に必要事項を記入の上、中央公民館に提出してください(電話でのお申込みは不可)。未成年の方は保護者の同意が必要です。
 - ▶**問合せ** 詳細については、8月4日(月)の新聞折込チラシをご覧くださいか、生涯学習課にお問い合わせください。生涯学習課(中央公民館内) ☎885-4451
- ※応募者が5名未満の場合は開講いたしません。応募が定員を上回った場合は抽選となります。

平成26年度「美浦ゼミ」の講師募集

- ▷**応募資格** 原則として、村内に居住または勤務する20歳以上の方。
- ▷**謝金** 開講日1日につき3,000円 ※謝金は辞退可能です。
- ▷**その他** 同一年度内で1講師1企画までとします。
- ▷**申込期限** 8月21日(木) ※応募用紙は中央公民館にあります。(月曜日は休館)
- ▷**開講条件** 講座の期間と回数：平成26年12月～平成27年3月31日までの間に5回程度。
講座会場：美浦村中央公民館、木原多目的集会施設、安中多目的研修集会施設。
講座のテーマ：生涯学習に関するものであり、あらゆる宣伝や営利ではないもの。
- ▷**問合せ** 生涯学習課(中央公民館内) ☎885-4451

広報みほ (No.629・平成26年8月号)

■編集・発行/美浦村役場 〒300-0492 茨城県稲敷郡美浦村受領1515 TEL 029(885)0340 FAX (885)4953
<平成26年7月1日現在の人口と世帯数> 男 8,574 女 8,199 計 16,773 (前月比+17) 世帯数 6,835 (前月比+17)

再生紙を使用
しています。